

京都市宝が池公園運動施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年2月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第87号

京都市宝が池公園運動施設条例施行規則の一部を改正する規則

京都市宝が池公園運動施設条例施行規則の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「第4号」を「第3号」に改め、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 条例第11条第4号に掲げるものによる申請 使用しようとする日の属する月の4箇月前の月の初日

附 則

この規則は、令和2年3月1日から施行する。

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課)